



馬見南1丁目自治会における飲料自動販売機を
活用した見守りカメラ設置および管理に関する協定



馬見南1丁目自治会（以下「甲」という。）、広陵町（以下「乙」という。）および一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構（以下「丙」という。）は、乙が所有し、甲が管理する土地に、丙が見守りカメラを併設した清涼飲料自動販売機（以下「自動販売機等」という。）を設置し、甲が見守りカメラを運用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

甲、乙および丙は、住民の安全・安心な環境を提供するため、自動販売機等の設置および管理に当たっては、以下の規定を遵守するものとする。

第2条（自動販売機等の設置および販売）

丙は、乙が所有し、甲が管理する広陵町立集会所条例（平成8年6月広陵町条例第1号）に基づく馬見南1丁目集会所（以下「施設」という。）へ自動販売機等を設置するときは、広陵町財産規則（昭和39年4月広陵町規則第11号）に基づく、町長からの行政財産への設置許可をその設置期間について受けなければならない。なお、設置機器等の増減が発生する場合は、その都度書面にて覚書を交わすものとする。

乙は、丙が管理する自動販売機等を以下のとおり設置し、丙の取り扱う清涼飲料水を販売することを許可する。

（1）施設名および所在地

缶・PET自動販売機

馬見南1丁目集会所 奈良県北葛城郡広陵町馬見南1丁目1番110号 地内

（2）設置台数 1台

（3）販売商品 清涼飲料水

（4）販売手数料 5円／本

（5）自動販売機等の使用料、運転に必要な光熱費については、甲の負担とする。

（6）丙は、甲の指定する口座に自動販売機の手数料を年2回支払うこととする。（4月～9月分を

10月末日までに10月～翌年3月分を翌年4月末日までに支払うものとする。）

但し、振込み手数料は丙の負担とする。振込みに関しては、丙の営業管理業務の委託先である

株式会社 ウィズクリエーションから行うこととする。

（7）設置台数、場所および販売価格の変更については、甲乙丙協議の上、変更できるものとする。

第3条（施設への立入）

乙は、丙の従業員等（丙の委託先を含む。）が自動販売機等への商品若しくは売上金の回収、機械の保全、修理および撤去等のために施設へ立ち入ることを認めるものとする。

第4条（施設内の通行）

丙は、自動販売機等の管理業務のため施設内を車両で通行するときは、次のことを遵守するものとする。

（1）施設内における車両の通行は、できる限り施設利用者の少ない時間帯に行うこと。

（2）施設内の車両の走行時は、ハザードランプを点灯し、時速10キロメートル以下で徐行し、施設利用者および施設に十分注意すること。

（3）施設内の車両の通行による事故やトラブルは、全て丙の責任において対処すること。

第5条（自動販売機等の保全および保守管理業務）

甲および乙は、設置された自動販売機等の保全に協力し、丙は、本件自動販売機等による商品販売について、自らの責任と負担により以下の事項を行い、商品の搬入その他において、甲の通常業務に支障を与えないように努める。

- （1）丙は、自動販売機等の管理業務として、商品の品質維持、商品および釣銭の補充、売上金・ゴミの回収、その他自動販売機等の保全、修理、トラブル対応等をすべて行い、保全、修理等のために必要な場合を除き、常時適正に作動するよう、日頃から必要なメンテナンスを行わなければならない。
- （2）甲および乙は、自動販売機等の設置および管理運営について、一切の費用を負担しない。
- （3）甲および乙は、保全に協力し、自動販売機等の故障の発生を知ったときは、直ちに丙に連絡する。丙は、自動販売機等の故障等で連絡があった場合、速やかに対処する。
- （4）自動販売機等の修理に要する費用は、甲の責に帰すべきものを除き、丙の負担とする。
- （5）丙は、本件自動販売機等の保守管理業務の責任者として、食品衛生法（昭和22年法律第233号）および関係法令を遵守し、また営業に必要とされる行政上の諸手続を速やかに実行し、安全かつ円滑なる業務の遂行を行うものとする。
- （6）丙は、本件自動販売機等の保守管理業務者として、丙の代理店を指名し、その保守管理業務を委任することができるものとする。

第6条（見守りカメラの設置等）

丙は、甲が希望する施設に丙が無償で提供する見守りカメラを設置する。なお、設置に要する費用は、丙の負担とし、甲と協議するものとする。また、設置機器等の増減が発生する場合は、その都度書面にて覚書を交わすものとする。

見守りカメラの取扱いについては、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

- （1）見守りカメラの設置所在地
奈良県北葛城郡広陵町馬見南1丁目8番8号（あわじや酒店） 地内
- （2）見守りカメラ機器の機種および設置台数
見守りカメラ：小型バレット HIKVISION 製 DS-2CD2025FWD-I 1台
- （3）見守りカメラ及び附随する周辺機器（以下、「見守りカメラ等」という。）の使用により発生する電気使用料は、甲が負担するものとする。
- （4）見守りカメラ等の保守管理は丙が指定する業者が行い、見守りカメラの本体の消耗品（SDカード）については甲が費用負担するものとする。
- （5）見守りカメラ録画映像データは、甲の所有とし、甲が責任をもって運用管理を行うものとする。

第7条（見守りカメラに係る保守管理）

見守りカメラ等の保守管理については次のとおりとする。

- （1）見守りカメラ等は、丙の所有とし、丙が保守管理を行うものとする。
- （2）甲の責に帰さない事由によって生じた見守りカメラ等については、速やかに丙が修繕し、その費用の負担をする。

第8条（秘密情報の取り扱い）

甲、乙および丙は、本協定書および本協定の履行に伴い知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）を非公開とし、国内の法規に従い本協定の有効期間中はもとより、本協定終了後も適切に取り扱うものとする。ただし、広陵町情報公開条例（平成12年12月広陵町条例第7号）の規定に基づく公開してはならない情報以外のものおよび同条例により公開決定されたものを除く。

第9条（免責）

甲および乙は、自動販売機等から生じた事故、賠償義務等について、一切の責任を負わないものとする。ただし、甲および乙の責に帰するものについてはこの限りでない。

第10条（契約解除）

本協定における契約解除については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

第11条（協議）

本契約における疑義が生じたとき、又は各事項に定めのない事項については、甲乙丙誠意をもって別途協議の上、決定するものとする。

第12条（協定の有効期間）

- (1) 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙いずれからも協定終了の通知がない限り、有効期間は更に3年間延長されるものとし、以後同様とする。
- (2) 前項ただし書の規定にかかわらず、甲が使用許可を取り消した場合および許可の更新を行わない場合は、この協定は終了するものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

- (1) 甲、乙および丙は、現在、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）に、自らおよび自らの役員、社員、代理人、使用人その他の従業員が該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- (2) 甲、乙および丙は、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と、現在、次の事項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- ・反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ・反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ・反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ・不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力等を利用していると認められる関係
 - ・その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) 甲、乙および丙は、自ら又は第三者を利用して次の事項のいずれの行為も行わないことを確約するものとする。
- ・暴力的な要求行為
 - ・法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ・取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ・風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - ・反社会的勢力等に名義を利用する行為
 - ・その他前各号に準ずる行為

第14条（定めのない事項等）

この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年12月21日

甲 奈良県北葛城郡広陵町馬見南1丁目1番110号
馬見南1丁目自治会

自治会長 永井 康雄



乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町

広陵町長 山村 吉由



丙 東京都豊島区池袋2丁目13番4号
一般社団法人 安全・安心まちづくりICT推進機構

代表理事 後藤 真之

